

## 平成27年度事業報告

### 聖ヨゼフ苑作業所

平成27年度利用者は、年度初めは、65名で始まり、1月に1名が老人介護施設に就職して、64名で年度末を迎えました。

野菜作業では、毎日トマトの箱詰・袋詰に精を出しました。皆で出来るミニトマトのパック詰の他、トマトの箱詰、ミニトマトの袋詰等、各自が苦手を少しずつ克服ながら、能力を伸ばすとともに、役割をわきまえ、助け合い、手早く効率良く作業を進められるようになりました。

干芋の袋詰は、例年なら、5月から9月まで仕事がなく、野菜の仕事を手伝っていましたが、平成27年度は、年間を通して作業がありました。さまざまな容量の干芋を沢山作り、充実した年となりました。

野菜も干芋も作業を通して、グループとしてまとまりを見せ、良き仲間意識がより強まったようです。

アルミ缶リサイクルでは、アルミのキロ単価の下落にあい、売上が減少しましたが、電気メーターの分解も含めた作業量の増加でその歯止めとしました。電力自由化によるスマートメーターへの交換で電気メーター分解作業も忙しくなっています。

菓子製造では、利用者が何らかの生産工程に加わってお菓子づくりが出来るように工夫し、実現しました。カフェの準備等、日課の作業において利用者に任せることが出来る仕事も増えました。

パンづくりでは、新製品開発に力を注いだ挑戦の1年でした。

就労継続B型では、利用者が作業をする上で、極端に忙しくなったり、手待ち時間が多くなったりすることなく、生き生きと仕事に励むことができました。

生活介護は、季節の行事等を大切に1年過ごしました。環境整備をこころがけ、暮らしやすい生活空間づくりをしました。

重度の利用者の中には、生産活動に励み、服破りの悪癖の除去に成功した人もいます。

晴れた日は、一回り400mの農道を1日2回（午前、午後、1回1周～3周）のウォーキングをしました。歩き続けたことによって、丸まっていた背筋がのびた人もいます。さらに、車椅子に頼っていた人も、車いすを使わなくなり、「体がらくになった。」と歩行に自信が生まれるといううれしい成果も生まれました。仲間同士や支援員とバディー（2人1組）になり、励ましながら、健康の維持増進に努めています。

椅子に座って日中生活を過ごす場所、生産活動をする場所そして、運動を行う場所を分け、時間により生活にメリハリがつくように心がけました。

秋の日帰り旅行では、本年度初めて、就労継続B型グループ（60人 利用者・職員）と生活介護グループ（30人 利用者・職員）の二手（飛騨高山と能登）に分かれ、旅行を楽しみました。

### はまなすホーム

平成27年度の入居者は、定員11名のところ現員11名で推移しました。

鉄道ファンの男子入居者2名は、前年度3月に開業した北陸新幹線に乗りたいという目標に向かって、お小遣の節約ができました。実際、1名が、目標を達することができました。

入居者の中には、体の調子が悪い時、言い出せずに我慢している方がいましたので、そのようなことがないように、小さな不調でも、申し出るように声掛けし、症状が軽いうちに、すぐ対処（風邪ならかかりつけ医にすぐ通院等）するようにしました。

# 定 款

社会福祉法人 「聖ヨゼフ苑」

# 社会福祉法人聖ヨゼフ苑定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

- 第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種 社会福祉事業

#### 障害福祉サービス事業の設置経営

### (名 称)

- 第 2 条 この法人は、社会福祉法人 聖ヨゼフ苑 という。

### (経営の原則)

- 第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

- 第 4 条 この法人の事務所を石川県金沢市打木町東 1 5 5 番地に置く。

## 第 2 章 役員及び職員

### (役員の数)

- 第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 9 名
- (2) 監 事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第 6 条 役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は評議員会において選任する。
  - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することが出来ない。

(役員報酬等)

- 第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することが出来る。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
  - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
  - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
  - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
  - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。
  - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
  - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わるこ

とができない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び金沢市長に報告するものとする。
  - 3 監事は、前項に定めるほか、必要あると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第 12 条 この法人に職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という）は理事会の決議を経て、理事長が任免する。
  - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会（評議員会）

(評議員会)

- 第 13 条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 理事長は、評議員総数の3分に1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
  - 4 評議員会に議長を置く。
  - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
  - 6 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決す

ことができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(同前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

#### 第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これをわけて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地 (聖ヨゼフ苑作業所)

石川県金沢市打木町東155番地	388 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東154番地	479 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東153番地	479 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東116番地1	466.73 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東116番地2	12 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東115番地3	10 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東117番地1	200.87 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東117番地2	5.10 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東115番地1	377 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東118番地1	259.79 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東119番地1	458.55 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東120番地1	437.54 m <sup>2</sup>

(2) 土地 (グループホーム)

石川県金沢市下安原町西207番地1	250.70 m <sup>2</sup>
石川県金沢市下安原町西207番地2	139.29 m <sup>2</sup>
石川県金沢市下安原町西208番地1	262.96 m <sup>2</sup>
石川県金沢市下安原町西208番地2	167.04 m <sup>2</sup>
石川県金沢市打木町東152番地1	234.31 m <sup>2</sup>

(3) 建物 (上下水道設備を含む)

聖ヨゼフ苑作業所 苑舎 3棟 他4筆

石川県金沢市打木町東155番地

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建2棟

1階 535.67 m<sup>2</sup>

2階 410.40 m<sup>2</sup>

軽量鉄骨造合金メッキ銅版葺平屋建（聖ヨゼフ苑事務室）

23.61㎡

鉄筋コンクリート造・陸屋根・ルーフィング葺2階建1棟

1階 312.62㎡

2階 90.94㎡

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟

1階 91.00㎡

2階 18.34㎡

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建1棟

319.82㎡

(4) 建物（上下水道設備を含む）

グループホーム

石川県金沢市下安原町西208番地2

木造瓦葺2階建

1階 210.92㎡

2階 141.59㎡

石川県金沢市打木町東152番地1

木造瓦葺2階建

1階 86.12㎡

2階 54.09㎡

3 運用財産は、基本財産以外とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保にしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、金沢市長の承認を得なければならない。但し、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には金沢市長の承認は必要としない。



- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（特別会計）

- 第 21 条 この法人の予算は、特別会計を持つことができる。

（予 算）

- 第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（決 算）

- 第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了2ヵ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を掲載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
  - 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要以上な場合は、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

- 第 24 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計処理の基準）

- 第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、

理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

- 第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第 5 章 解散及び合併

(解 散)

- 第 27 条 この法人は、社会福祉法第46条第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 28 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

- 第 29 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て金沢市長の許可を受けなければならない。

## 第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 30 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、金沢市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を金沢市長に届け出なければならない。

## 第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人聖ヨゼフ苑の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行なう。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(付 則)

第 33 条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	野 村	純 一
理 事	カワルザン・ジョワンニ	
〃	岩 崎	一 二 三
〃	寺 田	正 親
〃	セバリノ・ボンタッキョ	
〃	カグニン・ジノ	
〃	富 山	武 松
〃	本 野	壽 三
〃	浅 井	杏 子
監 事	山 岸	宏
〃	福 岡	勇 吉

平成 3 年 4 月制定施行

平成 4 年 8 月 21 日一部改正後施行

平成 6 年 4 月 1 日一部改正後施行

平成 7 年 2 月 20 日一部改正後施行

平成 7 年 6 月 1 日理事長変更後施行

平成 8 年 9 月 18 日一部改正後施行

平成 9 年 6 月 27 日定款準則に則した変更認可後施行

平成 10 年 10 月 26 日理事変更後施行

平成 11 年 3 月 22 日一部改正後施行（「精神薄弱」→「知的障害」）改正

平成 11 年 5 月 24 日理事変更後施行

平成 12 年 1 月 11 日一部改正後施行（第一種社会福祉事業）

（第二種社会福祉事業） 設置経営

平成 12 年 10 月 23 日（資産の区分）変更後施行

平成 13 年 6 月 4 日定款準則改正に伴う変更

平成 14 年 4 月 1 日第二種社会福祉事業（ロ）の変更

平成 15 年 3 月 31 日第二種社会福祉事業（ロ）の変更

平成 18 年 12 月 18 日第 1 条第 3 条第 18 条第 19 条条文の変更

平成 19 年 4 月 6 日（資産の区分）変更後施行

平成20年3月10日定款準則に則した変更認可後施行

平成22年2月5日（資産の区分）変更後施行

平成22年9月27日（資産の区分）変更後施行

平成22年11月26日（資産の区分）変更後施行

平成23年4月1日（目的）変更後施行

平成23年5月16日（資産の区分）変更後施行

平成28年3月14日（資産の区分）変更後施行

平成28年5月30日（資産の区分）変更後施行

## 第4号議案

### 平成28年度 事業計画

#### ① 聖ヨゼフ苑作業所

聖ヨゼフ苑作業所は、就労継続支援B型、生活介護、就労移行支援 という3つの事業を持つ多機能型の障害福祉サービス事業所である。その各々の目的や運営方針に副う利用者主体の事業所として苑生を支援する。ただし、本年度は、就労移行支援は、休止する。現在、在籍者数64名。

#### ◎ 就労継続支援B型

##### 方針

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

##### 生産活動

①パン②菓子③カフェ④野菜袋詰・箱詰・パック詰⑤ダンボール組立⑥箱折⑦干芋の袋詰⑧アルミ缶リサイクル⑨電気メータ分解⑩社会参加⑪施設外授産（企業内作業）

#### ◎ 生活介護

##### 方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。生活の質の向上、生活スキルの維持獲得を目指す。特に、季節の行事などを大事にし、織り込みながら、日中生活を潤いのあるものとして過ごせるよう工夫する。さらに、運動の中心を歩行とし、戸外でのウォーキングにより体力の維持増進を図る。

##### 創作的活動

①音楽②粘土細工③ビーズ④絵画⑤紙工作

##### 軽作業

①リネン揃え②ダンボール組立③電気メータ④農作業

##### その他

①入浴サービス 希望者には入浴サービスを実施する。②体力づくり③施設外活動

### 1. 共通の支援

#### (1) 生活

充実した生活が営めるよう一人一人のアセスメントを行い、それに基づき課題を提示し、短期、長期の目標を作成し支援する。(年2回以上モニタリングを行う。)

ア 社会生活における適応能力ルール・マナーの向上を図る。

イ 自治会を開催し利用者が相互に意見の交換を行い、自らが選択した活動を尊重し支援する。

ウ 音楽、芸術、スポーツに親しみを持ち、生活の幅が広がるようクラブ活動の場を提供支援する。

エ 週1回の爪の検査、髭の検査、ハンカチ携帯等の検査を行い、衛生面に配慮する。

## (2) 健康

医師による健康診断を実施し、健康維持増進に努める。

- ア 年1回、健康診断、医師による問診と歯科医師による歯科検診を行う。
- イ 定期的に体重測定・体脂肪測定を行う。
- ウ 嗜好及び残食調査を行い献立に生かす。
- エ 年3回定期的に栄養保健委員会を開催し、問題の解決にあたる。
- オ 晴天時は、散歩。雨天時は、ラジオ体操をし、健康づくりに励む。

## (3) 地域との連携

地域住民の理解と交流を深めるため、下記に努める。

- ア 地域の関連行事への参加 {校区(校下)バザー}
- イ ボランティアや体験実習の受入
- ウ 苑だよりの発行(年2回)

## (4) 家庭との連携

家庭との連携を密にし、保護者会(ポテトの会)とも連携して当苑の運営に協力を求める。(聖ヨゼフ苑バザー)

## 2. 安全・衛生

- 1 利用者の安全と衛生を配慮する。現場においてサービス業務の一貫として、リスクを予防する対応を心がける。
  - ア 苑舎内大掃除を年2回行う。
  - イ 年2回防災訓練(内1回は、消防職員立会いの下)及び毎月防災設備・用具の点検を行う。{苑内禁煙、苑外(指定場所以外に吸殻をすてない。)送迎車、配達車の中も禁煙とする。}
  - ウ 年2回害虫駆除を行う。
- 2 建物・設備の安全点検及び衛生管理を行う。
  - ア 毎月汚水枘の清掃を行う。
  - イ 苑舎外樹木及び雑草の手入れは、職員の配置を定め定期的に行う。

## 3. 職員研修

職員の資質の向上と資格取得を鑑み、苑内研修を行う他、各種の研修等へ参加を促す。

## 4. 苦情受付と解決

利用者及び保護者からの苦情に対し、苑は誠意を持ってその解決にあたる。

## ② はまなすホーム

平成28年度

グループホームでの生活を希望する障害者に、日常生活における介護及び援助を行うことにより、障害者を支援する。

はまなすホームは、定員11名のところ現員11名。

### 1. 方針

ア 「利用者が、その人にふさわしい尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができる。」という理念に基づき、利用者の人権を擁護し、主体的な生活を送れるよう支援する。

イ 利用者本人が、選択し自己決定できるよう、判断資料の提示及び助言を行う。

ウ 利用者個々のフェースシートを確認し、アセスメントを行い、それを基に個別支援計画を作成し、モニタリングを行う。

エ 家庭との連絡・連携を密にする一方、守秘義務を厳守する。

上記、方針に基づき利用者個々の自立への促進を図るとともに社会人としての規律を守れるよう支援する。

### 2. 支援

#### (1) 生活

充実した生活が営めるよう一人一人のアセスメントを行い、それに基づき課題を提示し、短期、長期の目標を作成し支援する。

ア 社会生活における適応能力ルール・マナーの向上を図る。

イ 利用者が相互に意見の交換を行い、自らの選択を尊重する。

#### (2) 家庭との連携

家庭との連携を密にし、保護者と連携してはまなすホームの運営に協力を求める。

### 3. 安全・衛生

1 利用者の安全と衛生を配慮する。現場においてサービス業務の一貫として、リスクを予防する対応を心がける。

ア 年1回防災訓練と年2回防災設備・用具の点検を行う。

イ 建物・設備の安全及び衛生管理を行う。

ウ 苑舎外樹木及び雑草の手入れは、定期的に行う。

### 4. 職員研修

職員の資質の向上と資格取得を鑑み、各種の研修等へ参加を促す。

### 5. 苦情受付と解決

利用者及び保護者からの苦情に対し、苑は誠意を持ってその解決にあたる。

③ もくれんの家

平成28年度

もくれんの家は、加齢が進む現状で、近い将来、対象の要援護者があらわれた場合に備える。

共同生活援助事業（グループホーム定員4名等短期入所1名）の基準で整備し指定を受け、開所する。



# 貸借対照表内訳表

平成28年3月31日 現在

( 単位 : 円 )

勘定科目	社会福祉法人 聖ヨゼフ苑									
	法人合計	就 労 支 援 事 業 会 計						一 般 会 計		
		合 計	本部会計	聖 ヨ ゼ フ 苑 作 業 所			は ま な す ホ ー ム			
				小 計	就労継続支援B型	就労移行支援	生活介護	小 計	GHIはまなすホーム	もくれんの家
流動資産	135,699,409	109,261,084	12,374,781	96,886,303	71,105,393	4,089,223	21,691,687	26,438,325	25,338,831	1,099,494
現金預金	111,870,050	88,934,173	12,374,781	76,559,392	55,713,532	4,089,223	16,756,637	22,935,877	21,836,383	1,099,494
現金	105,518	105,518	0	105,518	105,518	0	0	0	0	0
預金	111,764,532	88,828,655	12,374,781	76,453,874	55,608,014	4,089,223	16,756,637	22,935,877	21,836,383	1,099,494
事業未収金	911,960	911,960	0	911,960	895,520	0	16,440	0	0	0
未収金	22,361,512	18,859,064	0	18,859,064	13,940,454	0	4,918,610	3,502,448	3,502,448	0
原材料	555,887	555,887	0	555,887	555,887	0	0	0	0	0
固定資産	489,308,917	421,718,637	24,082,050	397,636,587	324,528,958	506,482	72,601,147	67,590,280	40,406,960	27,183,320
基本財産	378,107,669	320,864,640	0	320,864,640	266,913,241	0	53,951,399	57,243,029	35,704,160	21,538,869
土地	161,706,836	127,297,508	0	127,297,508	108,897,508	0	18,400,000	34,409,328	29,519,328	4,890,000
建物	216,400,833	193,567,132	0	193,567,132	158,015,733	0	35,551,399	22,833,701	6,184,832	16,648,869
その他の固定資産	111,201,248	100,853,997	24,082,050	76,771,947	57,615,717	506,482	18,649,748	10,347,251	4,702,800	5,644,451
構築物	6,289,945	6,228,598	0	6,228,598	1,645,668	0	4,582,930	61,347	61,347	0
建物付属設備	20,465,675	11,995,787	0	11,995,787	4,251,671	0	7,744,116	8,469,888	2,825,437	5,644,451
機械及び装置	3,135,205	3,135,205	0	3,135,205	3,135,205	0	0	0	0	0
車両運搬具	6,587,918	6,587,918	0	6,587,918	6,587,918	0	0	0	0	0
器具及び備品	4,173,070	3,757,054	0	3,757,054	2,772,352	0	984,702	416,016	416,016	0
権利	282,440	282,440	0	282,440	282,440	0	0	0	0	0
退職給付引当資産	11,374,650	11,374,650	0	11,374,650	11,374,650	0	0	0	0	0
退職共済預け金	11,374,650	11,374,650	0	11,374,650	11,374,650	0	0	0	0	0
人件費積立預金	13,319,932	13,319,932	0	13,319,932	7,475,450	506,482	5,338,000	0	0	0
退職給与積立預金	9,243,900	9,243,900	0	9,243,900	9,243,900	0	0	0	0	0
修繕積立預金	9,412,255	8,012,255	0	8,012,255	8,012,255	0	0	1,400,000	1,400,000	0
施設整備等積立預金	26,916,258	26,916,258	24,082,050	2,834,208	2,834,208	0	0	0	0	0
資産の部合計	625,008,326	530,979,721	36,456,831	494,522,890	395,634,351	4,595,705	94,292,834	94,028,605	65,745,791	28,282,814
流動負債	6,086,228	5,857,883	0	5,857,883	5,064,054	0	793,829	228,345	228,345	0
事業未払金	196,777	196,777	0	196,777	196,777	0	0	0	0	0
買掛金	196,777	196,777	0	196,777	196,777	0	0	0	0	0
その他の未払金	5,731,172	5,526,975	0	5,526,975	4,771,363	0	755,612	204,197	204,197	0
職員預り金	158,279	134,131	0	134,131	95,914	0	38,217	24,148	24,148	0
固定負債	11,113,750	11,113,750	0	11,113,750	11,113,750	0	0	0	0	0
退職給付引当金	11,113,750	11,113,750	0	11,113,750	11,113,750	0	0	0	0	0
負債の部合計	17,199,978	16,971,633	0	16,971,633	16,177,804	0	793,829	228,345	228,345	0
基本金	265,376,522	220,384,729	10,000,000	210,384,729	210,384,729	0	0	44,991,793	42,371,793	2,620,000
第一号基本金	255,376,522	210,384,729	0	210,384,729	210,384,729	0	0	44,991,793	42,371,793	2,620,000
第二号基本金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金等特別積立金	103,686,324	102,143,574	0	102,143,574	86,914,680	0	15,228,894	1,542,750	1,542,750	0
国庫補助金等特別積立金	103,686,324	102,143,574	0	102,143,574	86,914,680	0	15,228,894	1,542,750	1,542,750	0
その他の積立金	58,892,345	57,492,345	24,082,050	33,410,295	27,565,813	506,482	5,338,000	1,400,000	1,400,000	0
人件費積立金	13,319,932	13,319,932	0	13,319,932	7,475,450	506,482	5,338,000	0	0	0
退職給与引当預金	9,243,900	9,243,900	0	9,243,900	9,243,900	0	0	0	0	0
修繕積立金	9,412,255	8,012,255	0	8,012,255	8,012,255	0	0	1,400,000	1,400,000	0
施設整備等積立金	26,916,258	26,916,258	24,082,050	2,834,208	2,834,208	0	0	0	0	0
次期繰越活動増減差額	179,853,157	133,987,440	2,374,781	131,612,659	54,591,325	4,089,223	72,932,111	45,865,717	20,202,903	25,662,814
(うち当期活動増減差額)	11,094,337	6,283,231	4,533,425	1,749,806	2,771,685	0	▲ 1,021,879	4,811,106	▲ 8,985,296	13,796,402
純資産の部合計	607,808,348	514,008,088	36,456,831	477,551,257	379,456,547	4,595,705	93,499,005	93,800,260	65,517,446	28,282,814
負債及び純資産の部合計	625,008,326	530,979,721	36,456,831	494,522,890	395,634,351	4,595,705	94,292,834	94,028,605	65,745,791	28,282,814





# 社会福祉法人現況報告書

## 平成 28 年4月1日現在

### I 基本情報

所轄庁										
法人名	社会福祉法人 聖ヨゼフ苑	主たる事務所の所在地	〒 920 - 0377	石川県金沢市打木町東155番地	電話番号	076 - 240 - 6221	FAX番号	076 - 240 - 2001		
ホームページアドレス	<a href="http://www.st-joseph-en.or.jp">http://www.st-joseph-en.or.jp</a>	メールアドレス	<a href="mailto:yosef@s6.dion.ne.jp">yosef@s6.dion.ne.jp</a>		設立認可年月日	平成2年8月13日		設立登記年月日	平成2年8月17日	
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日					
	野村 純一	公表 / 78	公表 / 愛知県名古屋市長区東区極楽3-245	カトリック名古屋教区名誉司教	平成7年10月1日					

### II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
老人福祉	第一種							
	第二種							
	第三種							
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型・生活介護・就労移行支援)	公表	聖ヨゼフ苑作業所	石川県金沢市打木町東155番地	平成3年4月1日	60	
	第三種	障害福祉サービス事業所 (共同生活援助)	公表	はまなすホーム	石川県金沢市下安原町西208番地2号	平成15年4月1日	11	
その他	第一種							
	第二種							
	第三種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 6 子育て支援に関する事業
- 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- 8 ボランティアの育成に関する事業
- 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 10 社会福祉に関する調査研究等
- 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業

- 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業
- 13 有料老人ホーム
- 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- 16 その他 ( )

収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
- 2 駐車場の経営
- 3 公共的、公共的施設内の売店の経営
- 4 その他 ( )

その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- 4 災害時における各種支援活動の実施
- 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
- 6 他法人との連携による人材育成事業
- 7 その他 ( )



	定員	現員												施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数			
	19	19	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格										
	親族	他の社会福祉法人の役員				その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者		地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他							
評議員	野村 純一	カトリック東海北陸地区司教・教区長	平成2・10・1	～	現在		○											○		3
	カワルザン・ジョワニ	カトリック金沢教会助任司祭	平成2・10・1	～	現在					○								○	○	3
	平木 裕雄	元特設聖職者株式会社取締役部長	平成20・2・23	～	現在													○	○	3
	浅井 香子	前聖ヨゼフ苑事務局長	平成2・10・1	～	現在								○					○	○	3
	岩崎 一二三	カトリック豊田教会主任司祭	平成2・10・1	～	現在					○								○		3
	セベリノ・ボンタッキョ	カトリック金沢教会主任司祭	平成17・3・14	～	現在													○		1
	本野 壽三	自営 農業	平成2・10・1	～	現在		○					○						○		3
	ペトロ・ザンケッタ	カトリック小松教会主任司祭	平成16・5・18	～	現在													○		3
	新保 修三郎	株式会社ショーサン事業部長	平成24・5・31	～	現在		○											○		3
	笠松 真理子	聖ヨゼフ苑後援会事務員	平成16・5・18	～	現在															3
	小松 妙子	フリーアナウンサー	平成20・3・10	～	現在															1
	福善 良子	カトリック金沢教会司教区司祭委員・副委員長	平成24・5・31	～	現在															3
	郡楽悦子	川北病院看護師	平成26・10・1	～	現在															2
	干場 伝二	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成20・12・8	～	現在									○						3
	黒田 秀之	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成24・10・1	～	現在									○						3
	木山 靖子	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成16・5・18	～	現在									○						3
中林 紀子	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成16・5・18	～	現在									○						3	
田尻 道子	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成20・12・8	～	現在									○						3	
正子美也子	聖ヨゼフ苑親の会会員	平成28・3・14	～	現在									○						1	
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無													
	聖ヨゼフ苑作業所		小島 武		平成20年4月1日		有													
	はまなすホーム		小島 武		平成20年4月1日		有													
職員	常勤専従		常勤兼務		非常勤															
			換算数		換算数															
	法人本部																			
施設		16	2	18	15	8.7														
理事会	開催年月日		出席者数		書面出席者数		監事出席の有無		決議事項											
	平成27年5月18日		8				有		平成26年度事業報告及び収支決算報告											
	平成27年9月28日		9				有		もくれんの家改修工事入札結果報告、屋外防犯カメラの設置について、平成27年度第2次補正予算											
	平成28年3月14日		8				有		もくれんの家改修完了について、平成27年度最終補正予算、平成28年度事業計画及び収支予算											
評議員会	開催年月日		出席者数		監事出席の有無		決議事項													
	平成27年5月18日		16		有		平成26年度事業報告及び収支決算報告													
	平成27年9月28日		16		有		もくれんの家改修工事入札結果報告、屋外防犯カメラの設置について、平成27年度第2次補正予算													
	平成28年3月14日		18		有		もくれんの家改修完了について、平成27年度最終補正予算、平成28年度事業計画及び収支予算													
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無		指摘事項				改善事項									
	平成27年5月13日		吉岡浩 福岡勇吉		有		なし				なし									

IV 資産管理

平成 26 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				所轄庁の 承認の有 無
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	
基本財産			161,707					
	土地	聖ヨゼフ苑作業所						
		石川県金沢市打木町東155番	388㎡					
		石川県金沢市打木町東154番	479㎡					
		石川県金沢市打木町東153番	479㎡					
		石川県金沢市打木町東116番1号	466.73㎡					
		石川県金沢市打木町東116番2号	12㎡					
		石川県金沢市打木町東117番1号	200.87㎡					
		石川県金沢市打木町東117番2号	5.1㎡					
		石川県金沢市打木町東115番3号	10㎡					
		石川県金沢市打木町東115番1号	377㎡					
		石川県金沢市打木町東118番1号	259.79㎡					
		石川県金沢市打木町東119番1号	458.55㎡					
		石川県金沢市打木町東120番1号	437.54㎡					
		はまなすホーム						
		石川県金沢市下安原町西207番1号	250.7㎡					
		石川県金沢市下安原町西207番2号	139.29㎡					
		石川県金沢市下安原町西208番1号	262.96㎡					
		石川県金沢市下安原町西208番2号	176.04㎡					
		もくれんの家						
	石川県金沢市打木町東152番1号	234.31㎡						
建物			217,737					
		聖ヨゼフ苑作業所						
		苑舎 鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺 2階建 2棟	946.07㎡					
		苑舎 鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺 2階建 1棟	403.55㎡					
		苑舎 鉄骨造 合金メッキ銅板葺 平屋建 1棟	319.82㎡					
		苑舎 鉄骨造 亜鉛メッキ銅板葺 2階建 1棟	109.34㎡					
		苑舎 軽量鉄骨造 合金メッキ銅板葺 平屋建 1棟	23.61㎡					
		はまなすホーム						
		グループホーム 木造 瓦葺 2階建 1棟	352.51㎡					
		もくれんの家						
	グループホーム 木造 瓦葺 2階建 1棟	140.21㎡						
運用財産	土地							
	建物							
公益事業用財産	土地							
	建物							
収益事業用財産	土地							
	建物							





平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	
①事業活動収入	158,309
・介護報酬等の公費(※)	122,541
・利用者負担金(※)	8,727
・その他収入	27,040
②事業活動支出	135,715
・人件費支出	84,101
・事業費支出	18,582
・利用者負担軽減額	0
・その他支出	33,031
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 26,320
①施設整備等収入	22,877
・施設整備補助金等の公費	0
・その他収入	22,877
②施設整備等支出	49,198
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 6,432
①その他の活動収入	2,069
②その他の活動支出	8,502
当期末資金収支差額	▲ 10,159
前期末支払資金残高	139,217
当期末支払資金残高	129,057

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	10,010
①サービス活動収益	156,792
②サービス活動費用	146,781
減価償却費	16,544
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 6,549
その他サービス活動費用	136,786
(2)サービス活動外増減差額	3,545
①サービス活動外収益	3,587
②サービス活動外費用	41
(3)特別増減差額	▲ 2,461
①特別収益	158
②特別費用	2,620
当期活動増減差額	11,094
前期繰越活動増減差額	173,413
当期末繰越活動増減差額	184,507
基本金取崩額	2,620
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	7,274
次期繰越活動増減差額	179,853

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	625,008
①流動資産	135,699
②固定資産	489,308
(2)負債の部	17,199
①流動負債	6,086
②固定負債	11,113
(3)純資産の部	607,808
減価償却累計額	248,082

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立金		13319					
退職給与引当預金		9243					
修繕積立金		9412					

施設整備等積立		26916				
---------	--	-------	--	--	--	--

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施	○	平成28年	
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ( )			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。



児童福祉

第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
第二種	児童自立支援施設
	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
母子家庭等日常生活支援事業	
寡婦日常生活支援事業	
母子福祉施設	

老人福祉

第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

障害者福祉

第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

その他

第一種	救護施設
	更正施設
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
	生計困難者に対して助葬を行う事業
	婦人保護施設
第二種	授産施設
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
	共同募金を行う事業
	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
	隣保事業
	福祉サービス利用援助事業
	他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
市町村社協	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業
都道府県社協	社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等
全社協	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整